

市民の思いをいかした まちづくりを進めるのための 基本となる条例です

春日部市をもっと暮らしやすいまちにするために、市民の主体的なまちづくりへの取り組みを応援し、市民、議会、執行機関が協力してまちづくりを進めることが大切です。自治基本条例は、春日部市の自治の基本ルールを定めた、自治の推進における最高規範です。

あなたに身近なまちづくり

自治会の活動に参加する



資源回収や
クリーンデーに参加する



学校パトロールの
ボランティアに参加して
地域のこどもたちを見守る



市役所のアンケートに
答えたり、
意見・提案を出す



選挙で
市長や議員を選ぶ



市役所の講座や
ワークショップ、
シンポジウムに参加する



地域で支え合う
活動を行う



広報紙やホームページで
市政情報を見る



共にまちづくりを 進めるために みんなで共有できる ルールが必要です

「どうしたら、市民がもっと満足できるか?」「市民の声をもっとまちづくりにいかすには?」 まちづくりのこんな疑問を解決するために条例をつくりました。

自治基本条例は、市民、議会、執行機関というまちづくりの担い手が、「共に考え、共に協力し、共に行動するまちづくり」を基本理念に暮らしやすいまちにしていけるための共通のルールなのです。

春日部市のこれからのまちづくり

原則
(ポイント)
は3つ

情報共有

議会と執行機関が積極的に情報提供を行い、市民と情報を共有してまちづくりに取り組みます。

市民参加

まちづくりの主体である市民が市政に参加して、まちづくりに取り組みます。

協働

市民、議会、執行機関がそれぞれの役割と責務を認識し、信頼関係に基づき、対等な立場で協力しあって、まちづくりに取り組みます。

基本理念
(合い言葉)

共に考え、共に協力し、共に行動するまちづくり

**市民が主体的にまちづくりに取り組む
『市民自治』を進めよう!**

目標
(みんなの願い)

**春日部市を
もっと暮らしやすいまちに!**



春日部市自治基本条例の特徴は？

こどもから大人まで 誰もが親しみやすい みんなの条例です

この条例では、まちづくりのあらゆる主体が春日部に愛着と誇りを持ち、誰もが暮らしやすい魅力あるまちを目指しています。この目標に向かって、市民、議会、執行機関が共に考え、共に協力し、共に行動するまちづくりを行うための条例となるようにしました。

春日部市自治基本条例の特徴

特徴 1

市民自治の まち

市民が主体的にまちづくりに取り組むことができます。

特徴 2

協働を基本とした まち

情報を共有し、誰もが市政に参加し、みんなで力を合わせ、まちづくりに取り組みます。

特徴 3

こどもたちを 大切にするまち

まちづくりに参加するこどもたちの意見も尊重します。

特徴 4

誰もが 親しみやすい条例

条例づくりに関わった市民の皆さんのまちづくりに対する思いを表現するため、「です・ます」調の柔らかい文章となっています。

自治基本条例ができると何が変わるの？

春日部らしい 暮らしやすいまちに 一歩近づきます

自治基本条例は、市民、議会、執行機関それぞれの役割分担を明確にし、市民参加や協働のまちづくりについて具体的に示しています。

このことにより、市民の皆さんと議会、執行機関が協力しあって、より一層、暮らしやすいまちを目指します。

春日部市自治基本条例の効果

1

春日部市のまちづくりの仕組みが分りやすくなる

2

市政運営の根拠が明確になる

3

市民参加と協働によるまちづくりのルールが明確になり、実行されやすくなる

春日部市自治基本条例に定めていること

めざす「まちの姿」と 自治の基本理念

前 文

- 春日部市における自治のあり方や基本的な考え方を示し、将来のまちづくりに必要なことを決意表明しています。

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 条例の位置付け
- 第3条 定義
- 第4条 自治の基本理念

- 共に考え、共に協力し、共に行動するまちづくりを推進し、市民自治の実現を目指します。
- 情報を共有し、誰もが市政に参加し、協働を基本としたまちづくりを推進します。

まちづくりの担い手である 市民、議会、執行機関の役割と責務

第2章 市民

- 第1節 市民
- 第2節 コミュニティ組織

- 市民の権利、役割と責務を定めています。
- コミュニティ組織の自主的、自立的な活動を尊重します。

第3章 議会

- 議会や議員の役割と責務を定めています。

第4章 執行機関

- 第1節 市長等の役割と責務
- 第2節 市政運営

- 市長や執行機関、市職員の役割と責務を定めています。
- 自治の基本となる市政運営について定めています。

共に考え、共に協力し、共に行動するための まちづくりのしくみ

第5章 市民参加等

- 第1節 情報共有
- 第2節 市民参加
- 第3節 協働
- 第4節 住民投票
- 第5節 連携と協力

- 市民、議会、執行機関がまちの情報を共有するための原則を定めています。
- 市民参加、市民の意見の取扱い、市民参加のための学習支援を定めています。
- 市民、議会、執行機関が協力して地域や市民生活の課題を解決するため、協働の原則を定めています。
- 市民参加の一つである住民投票について定めています。
- 国及び他の地方公共団体並びに国際社会との関係を定めています。

この条例をもっと 有効活用するために

第6章 条例の実効性の確保

- 第31条 条例の普及
- 第32条 条例の検証

- この条例を多くの市民に知ってもらい、活用してもらうための取組を定めています。
- この条例によって、春日部市がどう変わったか、検証するしくみを定めています。

お互いに情報を共有して 市政やまちづくりに 参加しよう

